

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	37	担当課	障がい福祉課
法令名	愛媛県心身障害者扶養共済制度条例	根拠条項	第十二条	不利益処分の種類	年金の支給停止		
<p>(年金の支給停止)</p> <p>第十二条 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 所在が1箇月以上不明のとき。</p> <p>(2) 懲役又は禁錮（こ）の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) 日本国内に住所を有しないとき。</p>							